

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 公金の収納の事務を委託した件 三九
- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 三九
- 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可した件 三九
- 県営土地改良事業の異種目換地指定の件 三二
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 三二
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件七件 三三
- 道路の区域を変更する件 三四

公 告

- 落札者を決定した件 三五
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 三五
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三五

○ 福島県教育委員会
福島県教育委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則 三三

告 示

福島県告示第三百四十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を平成二十八年四月一日次のとおり委託した。

平成二十八年五月二十七日

- 一 委託した事務の範囲及び内容
- 1 太陽の国病院手数料収納の事務

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 2 太陽の国厚生センター使用料収納の事務
- 3 福島県勤労身体障がい者体育館使用料収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地
- 1 名称 社会福祉法人福島県社会福祉事業団
- 2 所在地 西白河郡西郷村大字小田倉字上野原五番地三
- 三 収納の事務を委託する期間
- 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

（保健福祉総務課）

福島県告示第三百四十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十八年五月二十七日救急病院として認定した。

平成二十八年五月二十七日

名称 福島県厚生農業協同組合連合 所在地 福島県知事 内 堀 雅 雄
 会鹿島厚生病院 南相馬市鹿島区横手字川原二 認定有効期限 平成三二年五月二六日
 番地 番地 （地域医療課）

福島県告示第三百四十四号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十八年五月二十七日

一 農用地利用配分計画の概要

福島県知事 内 堀 雅 雄

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所又は所在地		
鈴木 善貴	岩瀬郡鏡石町豊郷中 六六六	岩瀬郡鏡石町羽鳥五九一一ほか五筆	
根本 政美	岩瀬郡鏡石町新町三 一三三	岩瀬郡鏡石町成田東五一二ほか七筆	
吉田 仁	田村郡小野町大字飯 豊字田尻五七	田村郡小野町大字小戸神字中ノ原九六一 六ほか一筆	

大庭 裕	福原 久	加藤 明男	農事組合法人 会津ひらつか農園	株式会社 アグリード赤井	長谷川 壽一	相原 孝志	小坂 一	佐藤 二美	株式会社 東田面農産	株式会社 グリーンファーム原	金田 隆	佐藤牧場 株式会社
耶麻郡猪苗代町大字	会津若松市河東町広野字北高野一	会津若松市湊町大字共和字下馬渡三八	会津若松市高野町平塚一〇	会津若松市湊町大字赤井字赤井三五二	会津若松市湊町大字原字新橋一一六	会津若松市湊町大字平潟字堰場三二二	会津若松市湊町大字原字新橋一〇四	会津若松市湊町大字平潟字家ノセト二九	会津若松市湊町大字平潟字家ノセト三〇	会津若松市湊町大字原字新橋一四八	西白河郡西郷村大字鶴生字横道一六	西白河郡西郷村大字鶴生字下原一八
耶麻郡磐梯町一時利用地更科五六	会津若松市一時利用地広野四一二ほか一筆	会津若松市湊町大字赤井字四ツ谷一八ほか一筆	会津若松市高野町橋本木流七五	会津若松市湊町大字赤井字向城二六四ほか二筆	会津若松市湊町大字原字小山前三二四ほか十三筆	会津若松市湊町大字原字五輪壇一〇七一	会津若松市湊町大字原字小山前二九九一ほか四筆	会津若松市湊町大字原字山田二四五一四	会津若松市湊町大字原字中道二二九一三ほか四筆	会津若松市湊町大字原字谷地田一三四一二ほか二百四十七筆	西白河郡西郷村大字鶴生字松林八九ほか二筆	西白河郡西郷村大字鶴生字追原三六九ほか九筆

物江 義明	田沢 正人	塚原 善記	大西 尚和	大西 司	齋藤 敏	齋藤 秀一	佐々木 長徳	穴澤 安夫	穴沢 文浩	金子 豊	磯谷 一夫	金田 善洋	磐根字土田三四三一
喜多方市塩川町中屋	喜多方市塩川町常世字上村九二六	喜多方市塩川町金橋字金川二〇九八	喜多方市塩川町常世字上村八五七	喜多方市塩川町常世字上村九三〇	喜多方市塩川町常世字上村八七〇	喜多方市塩川町常世字上村八六九	喜多方市塩川町五合字金森甲五五二	喜多方市塩川町常世字萱場四九五	喜多方市塩川町常世字西町六八二	喜多方市塩川町常世字西町六八〇	耶麻郡猪苗代町大字蚕養字村西甲一三九	耶麻郡磐梯町大字更科字墓前二八一二	耶麻郡磐梯町大字更科六筆
喜多方市一時利用地駒形第二二六九一	喜多方市一時利用地駒形第二二七三ほか六筆	喜多方市一時利用地駒形第二二三七一ほか三筆	喜多方市一時利用地駒形第二二三九一ほか六筆	喜多方市一時利用地駒形第二二三三六ほか十一筆	喜多方市一時利用地駒形第二二三〇二二ほか六筆	喜多方市一時利用地駒形第二二二三三五ほか二十筆	喜多方市一時利用地駒形第二二二〇三二二ほか七筆	喜多方市一時利用地駒形第二二二四二二ほか三筆	喜多方市一時利用地駒形第二二二六二二ほか二十一筆	喜多方市一時利用地駒形第二二二四〇一ほか八筆	耶麻郡猪苗代町大字蚕養字蚕養三三二二ほか七筆	耶麻郡磐梯町大字磐梯字太鼓田五一ほか六筆	

石井 成治	金田 浩徳	横山 義栄	遠藤 清茂	株式会社 イゴ農園 ダ	木戸 祐一	菊地 善一郎	高橋 正雄	五十嵐 一正	遠藤 雅隆	有 限 会 社 大 和 川 フ ァ ィ ム	芳賀 正武	芳賀 耕平	沢字竹屋丙四八
大沼郡会津美里町旭	大沼郡会津美里町旭 市川字小川前丙四二	大沼郡会津美里町旭 三寄字北村二三	喜多方市熊倉町新合 字竹花丙六〇六一四	喜多方市字一本木下 七八一七	喜多方市熱塩加納町 米岡字針生乙七〇二	喜多方市岩月町入田 付字東治里二六四〇	喜多方市熊倉町都字 落合乙二二二九	喜多方市慶徳町豊岡 字中江二一六〇一一	喜多方市上三宮町吉 川字下三宮二八六一	喜多方市字押切南二 丁目一一二	喜多方市塩川町五合 字中屋敷乙三〇〇	喜多方市塩川町五合 字中屋敷乙三四八	二ほか二十八筆
大沼郡会津美里町旭館端字館一九八	大沼郡会津美里町旭館端字館一四九ほか 二筆	大沼郡会津美里町旭館端字館三ほか五 筆	喜多方市塩川町三吉字諏訪田三四一一 ほか一筆	喜多方市熱塩加納町熱塩字中志田三一一 ほか十四筆	喜多方市熱塩加納町米岡字原田乙五九 五一一三ほか五筆	喜多方市岩月町入田付字東治里八五ほ か九筆	喜多方市熊倉町都字樟林乙二二七〇ほ か九筆	喜多方市慶徳町豊岡字高木三三ほか八 筆	喜多方市松山村松字石田一二七二一 一ほか二十九筆	喜多方市関柴町西勝字西原一一二ほか 六筆	喜多方市一時利用地駒形第一一五三一 二ほか一筆	喜多方市一時利用地駒形第一一六一 ほか六筆	

星 和衛	三寄字北村甲八一	南会津郡南会津町静 川字上沢田乙一〇二 四	南会津郡南会津町高橋下六六一 一
有 限 会 社 伊 南 の 郷	南会津郡南会津町古 町字馬乗馬場六六	南会津郡南会津町多々石字齊宮一四四一 一ほか一筆	
株 式 会 社 グ リ ィ ン カ ル チ ャ ィ	南会津郡南会津町和 泉田字十ヶ島四一	南会津郡南会津町和泉田字反間九ほか 二筆	
有 限 会 社 高 ラ ィ ス セ ン タ ィ	南相馬市原町区高字 阿弥陀前八	南相馬市一時利用地押釜一一一一二 ほか七十八筆	

二 認可年月日

平成二十八年五月二十七日

(農業担い手課)

福島県告示第三百四十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項で準用する同法第五十三条の二第一項の規定により、次の土地を県営区画整理事業右田・海老地区に係る換地計画において非農用地区域内に換地を定める土地として指定した。

平成二十八年五月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄
地積(平方メートル)
五九一のうち四九七
(農地管理課)

土地の表示
南相馬市鹿島区南右田字高畑一四三番地

福島県告示第三百四十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年五月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
いわき市小川町上小川字上戸渡三七(国有林)
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 解除の理由
道路用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第三百四十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十八年五月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西白河郡泉崎村大字関和久字木ノ内一三七の二

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、泉崎村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び泉崎村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百四十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十八年五月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市田人町南大平字長沢一の一三から一の一五まで、字大石九〇の四、九五の一、九五の二、九五の四から九五の六まで、田人町旅人字井戸沢二二二の一、二二二の三、二二二の四、二二二の五、二二二の六、二二二の七、二二二の八、二二二の九、二二二の一〇、二二二の一〇の一、二二二の一〇の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

いわき市田人町南大平字長沢一の一三から一の一五まで、字大石九五の一、九五の二、田人町旅人字井戸沢二二二の一、二二二の三、二二二の四、二二二の五、その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百四十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十八年五月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市田人町南大平字椿立目六七の一、字川平六八の一、六九の一、七二の一、七三の一、七四の一、七五の一、一三六の二、一四五の一、字下毛六九の一、字小室三七の一、字中平二四の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

いわき市田人町南大平字椿立目六七の一、字川平六八の一、六九の一、七二の一、七三の一、七四の一、七五の一、一三六の二、字下毛六九の一、字中平二四の二

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(三) 主伐として伐採をすることができない立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。

(森林保全課)

福島県告示第三百五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十八年五月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 一 いわき市田人町南大平字長沢一の一、一の一、一の一六、一の一〇から一の一〇まで、字銭口六、一、二八、一三五、田人町旅人字滑石八五の二、九六の二、九六の三、字松葉八〇の一、一〇七の一
- 二 保安林として指定された目的
 - (一) 土砂の流出の防備
 - (二) 土砂の崩壊の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 一 いわき市田人町黒田字赤仁田五八、二四二、田人町荷路夫字木和田三七の二
- 二 保安林として指定された目的
 - (1) 土砂の崩壊の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

(森林保全課)

福島県告示第三百五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十八年五月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 一 いわき市田人町南大平字小室四八の一から四八の一〇まで、田人町石住字神山一一八の一、一一九の一
- 二 保安林として指定された目的
 - (一) 土砂の流出の防備
 - (二) 土砂の崩壊の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

(森林保全課)

福島県告示第三百五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十八年五月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 一 いわき市川部町根古屋一二七の二、川部町大久保一六の三、一二二の一、一三二の一
- 二 保安林として指定された目的
 - (1) 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市錦町長ノ町二五の二、二五の三、三三、六九、七四の二、九〇、錦町中ノ町一七二、一七三、三沢町仲畑八九、九〇の一、九三、九四の一、三沢町茹又田四三の二、川部町前ノ内九七の一、山玉町打越二二三の四、山田町安行一の三五、一の三九、山田町寺作九四の一六、九四の一七

2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年五月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市平四ツ波字藤ヶ岡二二八の四、二二八の一三一から二二八の一三六まで、二二八の一三八から二二八の一四三まで、二二八の一四五から二二八の一八六まで、二二八の一八八から二二八の二〇三まで、二二八の二二二から二二八の二三七まで、二二八の二三九、二二八の二四〇、二二八の二九九から二二八の三〇五まで

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、いわき市森林整備計画で定める標

- 準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十八年五月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道玉川 田村線	須賀川市田中字念仏垣 一一〇番三地先から 同 市田中字念仏垣 一〇六番八二地先まで	変更前 変更後	一四・六 二〇・七	八二・〇
		変更後	一三・二 一九・〇	八二・〇

(道路計画課)

公 告

公告第123号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年 5月27日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県危機管理部危機管理総室災害対策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年3月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
74,412,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

(災害対策課)

公告第百二十四号
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
 平成二十八年五月二十七日
 福島県知事 内 堀 雅 雄

一 申請のあった年月日
平成二十八年五月十日

二 名称
特定非営利活動法人福島県レクリエーション協会

三 代表者の氏名
本多 勉

四 主たる事務所の所在地
福島県福島市黒岩字田部屋五十三番地五

五 定款に記載された目的
この法人は、レクリエーションの総合的な普及振興を図り、県民の福祉向上と明るく豊かな生活の形成に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百二十五号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
 平成二十八年五月二十七日
 福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称	西田町土地改良区
退任した役員	氏名 石井 源泉 住所 郡山市西田町鬼生田字石畑四〇九番地
就任した役員	氏名 石井 勇 住所 郡山市西田町鬼生田字石畑三九八番地
同 理事	石井 善寛 住所 郡山市西田町鬼生田字日向五〇六番地の二
同 同	川前 邦弘 住所 郡山市西田町鬼生田字菅野沢二五三番地の一
同 同	岩崎 政利 住所 郡山市西田町鬼生田字花畑二七五番地
同 同	遠藤 昇 住所 郡山市西田町鬼生田字石畑三四九番地
同 同	石井 正一 住所 郡山市西田町鬼生田字中原一〇五番地
同 同	渡邊 正一 住所 郡山市西田町鬼生田字石畑三四九番地
同 同	就任した役員 住所 郡山市西田町鬼生田字石畑三四九番地
同 同	氏名 石井 昇 住所 郡山市西田町鬼生田字日向五〇六番地の二
同 同	川前 善寛 住所 郡山市西田町鬼生田字日向五〇六番地の二
同 同	理事 石井 善寛 住所 郡山市西田町鬼生田字日向五〇六番地の二

- 同 石井 仁 同 市西田町鬼生田字石畑三九二番地
- 同 丹伊田 実 同 市西田町鬼生田字新田三三番地
- 同 岩崎 邦弘 同 市西田町鬼生田字菅野沢二五三番地の一
- 同 渡邊 正一 同 市西田町鬼生田字中原一〇五番地
- 同 永井 盛敏 同 市西田町鬼生田字日向四五三番地の三

(農村計画課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年五月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十七号

福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成七年福島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号ア中「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改める。

様式第三号中

- | | |
|-----------|------|
| 1 運転免許証 | 2 旅券 |
| 3 その他 () | |

を

- | | | |
|-----------|---------|------|
| 1 個人番号カード | 2 運転免許証 | 3 旅券 |
| 4 その他 () | | |

に改め、同様式注3中「運

転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改め、同様式注5中「書類」の次に「個人番号カード又は」を加える。

様式第三号中

- | | |
|-----------|------|
| 1 運転免許証 | 2 旅券 |
| 3 その他 () | |

を

- | | | |
|-----------|---------|------|
| 1 個人番号カード | 2 運転免許証 | 3 旅券 |
| 4 その他 () | | |

に改め、同様式注2中「運

転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改め、同様式注4中「書類」の次に

「個人番号カード又は」を加える。

様式第四号中

- | | |
|-----------|------|
| 1 運転免許証 | 2 旅券 |
| 3 その他 () | |

を

- | | | |
|-----------|---------|------|
| 1 個人番号カード | 2 運転免許証 | 3 旅券 |
| 4 その他 () | | |

に改め、同様式注3中「運

転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改め、同様式注5中「書類」の次に「個人番号カード又は」を加える。

様式第五号注2及び様式第六号注2中「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（以下「改正前の規則」という。）様式第二号による自己情報開示請求書、改正前の規則様式第三号による自己情報開示請求書及び改正前の規則様式第四号による自己情報利用停止請求書は、それぞれ改正後の福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（以下「改正後の規則」という。）様式第二号による自己情報開示請求書、改正後の規則様式第三号による自己情報開示請求書及び改正後の規則様式第四号による自己情報利用停止請求書とみなす。
- この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(教育総務課)